

## 平成30年度札幌市駐車場会計予算

平成30年度札幌市の駐車場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 138,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、歳入歳出予算額と同額と定める。

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 駐車場事業収入		138,000 <small>千円</small>
	1 使用料	120,601
	2 繰入金	17,399
歳入	合計	138,000

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		138,000 <small>千円</small>
	1 駐車場管理費	138,000
歳出	合計	138,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
円 山 公 園 駐 車 場 周 辺 道 路 警 備	平 成 31 年 度	9,000